

松浦市森林整備変更計画

計画期間

自	平成30年	4月	1日
至	令和10年	3月	31日

令和4年3月29日

長崎県

松浦市

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	2
(1)	地域の目指すべき森林資源の姿	2
(2)	森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策	3
3	森林施業の合理化に関する基本方針	3

II 森林の整備に関する事項

第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	4
1	樹種別の立木の標準伐期齢	4
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
3	その他必要な事項	5
第2	造林に関する事項	6
1	人工造林に関する事項	6
(1)	人工造林の対象樹種	6
(2)	人工造林の標準的な方法	6
ア	人工造林の標準的な方法	6
イ	その他人工造林の方法	6
(3)	伐採跡地の人工造林をすべき期間	7
2	天然更新に関する事項	7
(1)	天然更新の対象樹種	7
(2)	天然更新の標準的な方法	7
ア	天然更新の対象樹種の期待成立本数	7
イ	天然更新補助作業の標準的な方法	8
ウ	その他天然更新の方法	8
(3)	伐採跡地の天然更新をすべき期間	8
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	9

4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止 又は造林をすべき旨の命令の基準-----	9
(1)	造林の対象樹種-----	9
ア	人工造林の場合-----	9
イ	天然更新の場合-----	9
(2)	生育し得る最大の立木の本数-----	9
5	その他必要な事項-----	10

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法

	その他間伐及び保育の基準-----	11
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法-----	11
2	保育の種類別の標準的な方法-----	11
3	その他必要な事項-----	12

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項----- 13

1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法-----	13
(1)	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林-----	13
ア	区域の設定-----	13
イ	森林施業の方法-----	13
(2)	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能 又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を 推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林-----	13
ア	区域の設定-----	13
イ	森林施業の方法-----	13
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域 及び当該区域内における施業の方法-----	14
(1)	区域の設定-----	14
(2)	森林施業の方法-----	14
3	その他必要な事項-----	19
(1)	施業実施協定の締結の促進方法-----	19
(2)	その他-----	19

第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項-----	20
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針-----	20
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策-----	20
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項-----	20
4	森林経営管理制度の活用に関する事項-----	20
	(1) 基本的な考え方-----	20
	(2) 活用に当たっての考え方-----	21
5	その他必要な事項-----	21
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項-----	22
1	森林施業の共同化の促進に関する方針-----	22
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策-----	22
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項-----	22
4	その他必要な事項-----	22
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項-----	23
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準 及び作業システムに関する事項-----	23
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項-----	23
3	作業路網の整備に関する事項-----	24
	(1) 基幹路網に関する事項-----	24
	ア 基幹路網の作設に係る留意点-----	24
	イ 基幹路網の整備計画-----	24
	ウ 基幹路網の維持管理に関する事項-----	24
	(2) 細部路網に関する事項-----	25
	ア 細部路網の作設に係る留意点-----	25
	イ 細部路網の維持管理に関する事項-----	25
4	その他必要な事項-----	25
第8	その他必要な事項-----	26
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項-----	26
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項-----	26
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項-----	27

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項-----	28
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法-----	28
(1) 区域の設定-----	28
(2) 鳥獣害の防止の方法-----	28
2 その他必要な事項-----	28
第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項—	29
1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法-----	29
(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法-----	29
(2) その他-----	29
2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）-----	29
3 林野火災の予防の方法-----	29
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項-----	29
5 その他必要な事項-----	29
(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林-----	29
(2) その他-----	29

IV 森林の保健機能の増進に関する事項----- 30

1 保健機能森林の区域-----	30
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法---	32
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備-----	32
(1) 森林保健施設の整備-----	32
(2) 立木の期待平均樹高-----	32
4 その他必要な事項-----	32

V その他森林の整備のために必要な事項----- 33

1 森林経営計画の作成に関する事項-----	33
2 生活環境の整備に関する事項-----	33
3 森林整備を通じた地域振興に関する事項-----	33
4 森林の総合利用の推進に関する事項-----	33
5 住民参加による森林の整備に関する事項-----	34
(1) 地域住民参加による取組みに関する事項-----	34
(2) 上下流連携による取組みに関する事項-----	34
(3) その他-----	34

6	その他必要な事項-----	34
	(1) 森林施業に関する技術及び知識の普及・指導に関する事項-----	34
	(2) 国土の保全の観点から森林として管理する土地に関する事項-----	34
	(3) 環境の保全等の観点から保全すべき森林に関する事項-----	34
	(4) 公有林の整備に関する事項-----	34

参考資料

(1)	人口及び就業構造-----	35
	①年齢層別人口動態-----	35
	②産業部門別就業者数等-----	35
(2)	土地利用-----	35
(3)	森林転用面積-----	36
(4)	森林資源の現況等-----	36
	①保有者形態別森林面積-----	36
	②在(市町村)者・不在(市町村)者別私有林面積-----	36
	③民有林の齢級別面積-----	37
	④保有山林面積規模別林家数-----	37
	⑤作業路網の状況-----	37
	(ア) 基幹路網の現況-----	37
	(イ) 細部路網の現況-----	37
(5)	計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在-----	38
(6)	市町村における林業の位置付け-----	82
	①産業別総生産額-----	82
	②製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額-----	82
(7)	林業関係の就業状況-----	82
(8)	林業機械等設置状況-----	83
(9)	林産物の生産概況-----	83
(10)	その他-----	84
	①間伐指針表-----	84
	②施業体系図-----	85

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、長崎県北東部に位置し、伊万里湾を囲むように本土・離島・飛び地から構成されており、東部には佐賀県伊万里市及び唐津市が隣接している。

本市の南部に広がる森林を水源とする今福川、調川川、志佐川、竜尾川が四つの町を南北に流れており、それぞれ河川とその支流沿いに耕作地が開け、集落が形成されている。

特に志佐川の支流となる笛吹川上流には笛吹ダムが建設され、公園を兼ねた水源地の整備がなされている。

本市の総面積は、13,055haであり、そのうち森林面積は6,034haで、総面積の約46%を占めている。

民有林面積は5,914haで、そのうち人工林面積は3,027haであり人工林率は約51%となっている。

森林の有する水源涵養、国土保全、生活環境の保全、保健文化機能、地球温暖化の防止、大気の浄化等、多彩な公益的機能に対して地域住民の要請、期待が増大している。

しかし、木材価格の低迷や高齢化、後継者不足等により森林所有者の森林整備意欲は減退しており、林業を取り巻く環境は厳しく、間伐又は保育等の適正な施業が十分に実施されていないのが現状である。

このような中、本市としては造林補助事業等の支援制度や松浦市森林環境整備基金を活用し、森林組合等関係機関と一体となって、造林、下刈、除間伐等を実施し、公益的機能の維持増進や地域林業の振興を図っている。

今後一層、水源涵養や国土保全、地球温暖化防止などの公益的機能が十分に発揮されるよう、間伐と計画的な林業専用道・森林作業道の路網整備を推進する。また、資源として利用可能な森林については、施業集約化等による利用間伐を実施し、木材利用の推進を行う。健全な森林状態の維持管理に努め、合理的な林業経営と付加価値の高い森林づくりに取り組む。

さらに公共建築物において木材を積極的に活用することで木材の利用を推進するとともに間伐の未利用材や広葉樹・竹などの森林資源を最大限に活用し、森林所有者の所得及び森林整備意欲の向上、森林整備事業量増加による雇用の拡大等を図るため、木質系バイオマス等への利活用に向けた取り組みを行っていく。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林のおかれている自然的・社会的・経済的諸条件を踏まえ、水源涵養機能、保健・レクリエーション機能、木材等生産機能の区分ごとに、重視すべき機能の発揮の上から望ましい森林資源の姿を下記のとおりと定める。

また、二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮されることから、地球規模で自然環境を調節する機能として地球環境保全機能があるが、この機能を高度に発揮させるために適正な整備がなされている森林資源の姿へと計画的に推進する。

森林の有する機能	機能の発揮の上から望ましい森林資源の姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され生長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林整備の基本的な考え方は、森林の有する多面的機能を高度に発揮させるために、適正な森林施業を実施し、健全な森林機能の維持増進を図る。

森林施業の推進方策は下記のとおりとする。

森林の有する機能	森林施業の推進方策
水源涵養機能	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小・分散を図ることとする。
保健・レクリエーション機能	市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ、広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。
木材等生産機能	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業の合理化については、「松浦市林業振興協議会」での協議を通じて、県、市、森林所有者、森林組合等で相互に連絡を密にして、関係者間の合意形成を図り、森林施業の集約化や作業路網の共有化、高性能林業機械を活用した低コストな森林施業及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な実施を計画的に推進する。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

立木の伐採については、次の事項に従って適切に行うこととする。

地 域	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
本市全域	35年	40年	35年	40年	15年	20年

なお、標準伐期齢は、地域内の立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

ア 皆伐

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐にあたっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保残帯を設け的確な更新を図るものとする。

イ 択伐

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）であるものとする。択伐にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によるものとする。

主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うものとし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとする。また、伐採の対象とする立木については、1に記載する標準伐期齢以上を目安とする。

前述に定めるものを除き、立木の伐採・搬出にあたっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全に配慮する観点から「主伐における伐採・搬出の指針について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号）に基づき伐採することとする。

さらに集材にあたっては、地域森林計画第4の1（2）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適合した方法により実施することとする。

人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、下表を目安とする。

地 区	樹 種	施業体系	主伐の時期
本市全域	スギ	短伐期	50年
		長伐期	70年
	ヒノキ	短伐期	55年
		長伐期	80年

3 その他必要な事項

該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹種名（針葉樹）	樹種名（広葉樹）
人工造林対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、マキ、イチヨウ、カヤ、 その他有用針葉樹	クヌギ、コナラ、キリ、ケヤキ、 クスノキ、ヤマザクラ、ツバキ、 その他有用広葉樹

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局とも相談のうえ、適切な樹種を選択する。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、1haあたりの標準的な植栽本数を植栽する。

人工造林の樹種別植栽本数

樹 種	標準的な植栽本数（本／ha）
スギ	1,500 ～ 3,000
ヒノキ	1,500 ～ 3,000
広葉樹	1,500 ～ 3,000

なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽する場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局とも相談のうえ、適切な植栽本数を決定する。

イ その他人工造林の方法

樹 種	標準的な方法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が植栽の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には筋置とするなどの点に留意するものとする。
植付けの方法	気候その他の立地条件及び既往の植付け方法を勘案して定める。
植栽の時期	2月～4月初旬までに行う。（コンテナ苗を除く）

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図るため、人工造林により更新を図るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に完了するものとする。

ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に完了するものとする。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	針葉樹及びアカメガシワ、カラスザンショウ等の高木性の先駆種、カシ類、シイ類、クスノキ、タブノキ、ヤブニッケイ、クロキ、ケヤキ、サクラ類、カエデ類、クリ、クヌギ、アベマキ、コナラ、ノグルミ、マテバシイ、ヤマボウシ、ヤブツバキ等の広葉樹
ぼう芽による更新が可能な樹種	上記のうち、将来高木となりうる広葉樹

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
針葉樹及びアカメガシワ、カラスザンショウ等の高木性の先駆種、カシ類、シイ類、クスノキ、タブノキ、ヤブニッケイ、クロキ、ケヤキ、サクラ類、カエデ類、クリ、クヌギ、アベマキ、コナラ、ノグルミ、マテバシイ、ヤマボウシ、ヤブツバキ等の広葉樹	16,000本/ha

天然更新を行う際には、期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新すべきものとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、掻き起こし、枝条整理等の作業を行うものとする。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うものとする。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。
芽かき	萌芽更新を行った箇所は、必要に応じて芽かきを行い、優良芽を一株あたり2～3本残すものとし、目的樹種の妨げとなる不要木については、早めに除去するものとする。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は、下記のとおりとする。

更新すべき立木の本数に満たない場合には天然更新補助作業又は植栽により確実に更新を図る。

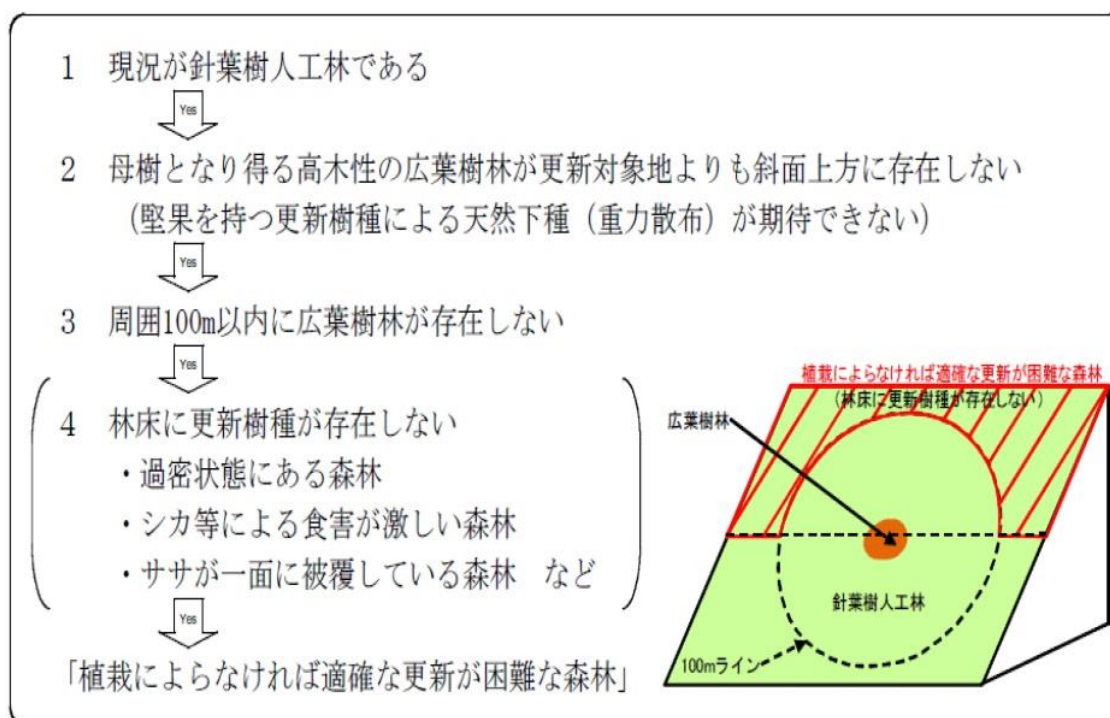
- ① 後継樹は、更新対象樹種のうち樹高が次のとおりの稚樹、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等とする。
 - 1) 天然下種更新の場合の樹高は、0.3m以上（ぼう芽更新の場合の樹高は、0.6m以上）とする。
 - 2) ササ類が存在している場合は、ササ丈を超える程度の高さとする。
- ② 更新完了の後継樹の密度は、おおむね1haあたり5,000本以上（ぼう芽枝等を含む。）とする。
- ③ 上記の条件を満たす区域の割合が全体の70%を下回る場合には、植栽若しくは追加的な更新補助の作業を実施すること。
- ④ 上記の条件をみたす場合であっても、シカ等の獣害により健全な生育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施する。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、伐採跡地の天然更新をすべき期間は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内に完了するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とは、次の図を基準とし、定める。



資料：「天然更新完了基準書作成の手引き（解説編）」（林野庁）より

少なくとも5ha以上の皆伐予定地で天然更新を計画した届出が提出された場合、市町職員が現地の状況等を勘案し上記の基準に該当する場合は、計画を変更し、人工造林を計画するように指導する。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止

又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木本数として想定される本数は、1haあたり16,000本とする。

5 その他必要な事項

針葉樹については、近年、スギ花粉によるアレルギー症状（スギ花粉症）を発症する患者数が多いことから皆伐後のスギの植栽にあたっては、無花粉又は少花粉の品種の植栽を推進する。

広葉樹については、景観向上による保健・レクリエーション機能を高めるためにサクラ類、ケヤキ、カエデ類などの植栽を推進する。また、伐採前の状況や地形・土壌等の自然的条件を考慮し、天然更新等による天然林への誘導を図る。

郷土樹種であるマキ（市の木）、ツバキ（市の花）の植樹を推進する。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	間伐時期（年）				間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	短伐期	19	26	34	43	原則として、長崎県間伐指針表（短伐期）及び長伐期施業体系図（長伐期）のとおり ※参考資料の（10）の①及び②
	長伐期	20	27	38	50	
ヒノキ	短伐期	22	31	44		
	長伐期	20	28	38	52	

間伐の実施時期の間隔は、標準伐期齢未満で10年、標準伐期齢以上で15年とする。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数																標準的な方法	備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16		
下刈	スギ	①	②	②	①	①	①	①	↔	①								植栽木が下草より 抜け出るまで行う。 実施時期は6～8月 頃を目安とする。	
	ヒノキ	①	②	②	①	①	①	①	↔	①									
つる切	スギ							①	↔	①								下刈り終了後、つるの 繁茂の状況に応じて行う。 実施時期は6～8月 頃を目安とする。	
	ヒノキ								①	↔	①								
除伐	スギ											①	↔	①				造林木の生長を阻害したり、 阻害が予想される侵入木の 形成不良木を除去する。 実施時期は10～3月 頃を目安とする。	
	ヒノキ												①	↔	①				

注) ①、②は実施回数。

3 その他必要な事項

該当なし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定めるものとする。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大を図ることとする。

主伐を行う伐期齢の下限を標準伐期齢に10年を加えた林齢とする。なお、特にこの機能の維持増進を図ることが必要な森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限を標準伐期齢の概ね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

地 域	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
下記以外	45年	50年	45年	50年	25年	30年
長伐期施業を推進すべき森林	56年	64年	56年	64年	25年	32年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、

快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための

森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から③までに掲げる森林の区域を別表1により定めるものとする。

①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ 森林施業の方法

アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生

する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を推進する。

アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を推進する。

アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

また、アの①から②までに掲げる森林においては、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

アの③に掲げる森林においては、原則として複層林施業を推進すべき森林として定める。

以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2により定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

地 域	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
長伐期施業を推進すべき森林	56年	64年	56年	64年	25年	32年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定めるものとする。

(2) 森林施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法は第1の2のとおりとするとともに、適切な植栽または天然更新による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

【別表 1】

区 分	森林区域（林班）	面積 (h a)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	7 (保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を除く), 8 (保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を除く), 9, 10(118を除く), 11, 12, 17, 18, 19, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 51, 53, 56, 57, 64 林班	2, 335. 06
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	7 林班 56, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 84, 85, 85-1, 85-2, 85-3, 86, 143-3, 144, 144-1, 144-2, 144-3, 144-4, 144-5, 145, 146, 147, 148, 149, 150, 151, 152, 153, 154, 155, 156, 157, 158, 159, 159-1, 159-99, 181, 182, 182-1, 183, 183-1, 183-2, 184, 185, 185-1, 186, 188-1, 190, 191, 192, 193, 194, 195, 197, 198, 199, 200, 201, 202, 203, 204, 205, 206, 207, 208, 209, 210, 211, 212, 213, 214, 215, 216, 217, 219, 220, 225, 226, 227, 228, 229, 230, 231, 232, 233, 233-1, 234, 235, 236, 237, 238, 239, 240, 241, 242, 243, 244, 245, 246, 247, 248, 248-1, 249, 249-1, 249-2, 249-4, 250, 250-1, 250-2, 250-3, 251, 251-1, 251-2, 252, 253, 254, 254-1, 254-2, 254-3, 254-4, 254-5, 254-6, 254-7, 260, 272, 274, 275 8 林班 16-1, 16-2, 16-3, 16-4, 16-5, 21, 22, 23-1, 23-2, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 74, 75, 76, 79, 80, 81-99, 82, 83, 84, 85, 86,	21. 76

	87-1, 87-2, 88, 89, 90, 91, 91-99, 92, 92-99, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 118	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	7 (保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を除く), 8 (保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を除く), 9, 10, 11, 12, 17, 18, 19, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 51, 53, 56, 57 林班	2, 301. 60

※ 旧松浦市 (1 林班～)、旧福島町 (1 0 0 1 林班～)、旧鷹島町 (2 0 0 1 林班～)

【別表 2】

区 分	施業の方法	森 林 区 域	面積 (h a)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林 (10カ年)	7 (保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を除く), 8 (保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を除く), 9, 10 (118 を除く), 11, 12, 17, 18, 19, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 51, 53, 56, 57, 64 林班	1, 919. 66
	長伐期施業を推進すべき森林 (※)	7 林班 322-1, 322-4, 322-8, 322-10, 322-13, 322-14, 322-18, 322-19, 322-20, 322-21, 322-23, 322-24, 322-25, 322-26, 322-27, 322-28, 322-30, 322-31, 322-32, 322-34, 322-35, 322-36, 322-37, 322-38, 322-39, 322-40, 322-41, 322-42, 322-43, 322-44 9 林班 35-1, 35-2, 35-3, 35-4, 35-5, 35-11, 35-13, 52-1, 52-2, 53, 54-1, 54-2, 54-3, 55-1, 55-2, 56, 57-1, 57-2, 57-3, 58-1, 58-2, 58-3, 59, 60-1, 60-2, 60-3, 60-4, 60-5, 60-7, 60-8, 60-9, 60-10, 60-11, 60-12, 60-13, 60-14, 60-15, 60-16, 60-17, 60-18, 60-19, 60-20, 60-21, 60-22, 144, 145, 146, 147, 147-2, 148, 149, 150, 150-2, 157, 157-2, 158, 159, 161-1, 162-1, 162-2, 163, 164, 165 10 林班 70-13, 73-1, 73-2, 119 11 林班 70-1, 70-2, 70-3, 70-5, 70-6, 70-7, 70-9, 70-10, 70-11 12 林班 321-1, 321-2, 321-3, 334-1, 334-2, 334-3,	415. 40

		<p>334-4</p> <p>17 林班 134-1, 134-2, 134-5, 135-1, 135-2, 135-4, 135-6,</p> <p>18 林班 22-4, 22-5, 43, 47-5, 47-6, 47-7, 55-10, 55-11, 82-1, 82-2, 82-3</p> <p>25 林班 60-1, 60-2, 60-3, 60-4, 60-5, 60-6, 60-7, 60-10, 60-11, 60-12, 60-13, 60-14, 60-17, 60-19, 60-20, 60-22, 60-23, 60-24, 60-26, 60-27, 60-28, 60-29, 60-30, 66-2, 66-3, 66-4, 66-6, 66-7, 66-8</p> <p>26 林班 187-1, 187-2, 187-3, 187-5, 187-6, 187-8, 187-9, 187-10, 187-11, 187-13, 187-14, 187-15, 187-16, 187-17, 187-20, 187-21, 187-22, 187-26, 187-27, 187-28, 187-29, 187-31, 187-32, 187-33, 187-34, 187-35, 187-36, 188-1, 188-2, 188-3, 188-4, 188-6, 188-7, 188-10, 188-11, 188-13, 188-14, 188-17, 188-18, 188-19, 188-21, 188-22, 188-24, 188-29, 188-31, 188-32, 188-34, 188-35, 188-36, 188-38, 188-39, 188-40, 188-41, 188-42, 188-43, 188-44, 188-45, 188-46, 188-47, 188-48, 188-49, 188-52, 188-53, 188-54, 188-55, 188-56, 188-57, 188-58, 188-59, 188-60, 188-61, 188-62, 188-63, 188-64, 188-65, 188-66, 188-67, 188-70, 188-72, 188-74</p> <p>28 林班 75-1, 75-2, 75-3, 75-4, 75-5,</p> <p>30 林班 213-1, 213-2, 213-3, 213-4, 213-5, 213-6, 213-7, 264-1, 264-2, 306-1, 306-2, 306-4, 306-5, 306-7, 306-8, 306-9, 306-10, 306-12, 306-13, 306-15, 306-16, 306-17, 306-18, 306-19, 306-20, 306-21, 306-24, 306-25, 306-26, 306-30, 306-31, 306-33, 306-34, 306-35, 306-38, 306-40, 306-41, 306-42, 306-44, 306-45, 306-46, 306-47, 306-48, 306-49, 306-50, 306-52, 306-53</p> <p>32 林班 187-1, 187-2, 187-3, 187-4, 187-5, 187-7, 187-8, 187-9, 187-10, 187-11, 187-13, 187-14, 187-15, 256-1, 256-2, 256-3, 256-4</p> <p>33 林班 101-1, 101-2, 101-3, 101-4, 101-5, 101-6, 101-7, 101-8, 101-11, 101-12, 101-13, 101-14, 101-15, 101-17, 101-18, 101-20, 101-21, 101-23, 101-24, 101-25</p> <p>34 林班 182-1, 182-2, 182-3, 182-4, 182-5, 182-6, 182-7</p> <p>37 林班 37-1, 37-3, 37-10, 37-11</p>	
--	--	---	--

		<p>38 林班 105-1, 105-2, 105-3, 105-4, 105-8, 105-10, 105-11, 105-12, 105-13, 105-14, 105-15, 105-16, 105-18, 105-20, 105-21</p> <p>51 林班 1-1, 1-2, 2, 3, 4, 5-1, 5-2, 6-1, 6-2, 7, 8-1, 8-2, 8-3, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17-1, 17-2, 18, 19-1, 19-2, 19-3, 20, 21-1, 21-2, 21-3, 22-1, 22-2, 22-3, 23, 24, 25-1, 25-2, 26-1, 26-2, 27, 28-1, 28-2, 29-1, 29-2, 30-1, 30-2, 31, 32-1, 32-2, 33-1, 33-2, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40-1, 40-2, 41-1, 41-2, 41-3, 41-4, 42-1, 42-2, 42-3, 42-4, 43, 44, 45, 46</p> <p>53 林班 18-1, 23-1, 23-2, 23-3, 23-4, 23-5, 36, 50-1, 50-2, 133-1, 246</p> <p>57 林班 52-1, 52-2</p> <p>64 林班 27-1, 27-2, 27-3, 27-4, 27-5</p>	
	長伐期施業を推進すべき森林	該当なし	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	<p>7 林班 56, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 84, 85, 85-1, 85-2, 85-3, 86, 143-3, 144, 144-1, 144-2, 144-3, 144-4, 144-5, 145, 146, 147, 148, 149, 150, 151, 152, 153, 154, 155, 156, 157, 158, 159, 159-1, 159-99, 181, 182, 182-1, 183, 183-1, 183-2, 184, 185, 185-1, 186, 188-1, 190, 191, 192, 193, 194, 195, 197, 198, 199, 200, 201, 202, 203, 204, 205, 206, 207, 208, 209, 210, 211, 212, 213, 214, 215, 216, 217, 219, 220, 225, 226, 227, 228, 229, 230, 231, 232, 233, 233-1, 234, 235, 236, 237, 238, 239, 240, 241, 242, 243, 244, 245, 246, 247, 248, 248-1, 249, 249-1, 249-2, 249-4, 250, 250-1, 250-2, 250-3, 251, 251-1, 251-2, 252, 253, 254, 254-1, 254-2, 254-3, 254-4, 254-5, 254-6, 254-7, 260, 272, 274, 275</p> <p>8 林班 16-1, 16-2, 16-3, 16-4, 16-5, 21, 22, 23-1, 23-2, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 74, 75, 76, 79, 80, 81-99, 82, 83, 84, 85, 86, 87-1, 87-2, 88, 89, 90, 91, 91-99, 92, 92-99, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 118</p>	21. 76

	該当なし		
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	

※ 旧松浦市（1林班～）、旧福島町（1001林班～）、旧鷹島町（2001林班～）

※ 伐期の延長を推進すべき森林の内、長伐期施業を推進すべき森林を記載。

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

区域内に存する一団の民有林において、森林の保続培養及び森林生産力の増進を期するためには一体として整備することが相当と認められる森林については、森林ボランティア団体（NPO 法人等）と森林所有者が森林施業の実施に関する協定を締結することができることから、周知に努める。

(2) その他

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林の経営の規模拡大を図るため、意欲ある森林所有者、森林組合、民間事業者等の林業事業者への施業の受委託を推進する。

森林所有者から森林の経営の委託を受けた者は、森林所有者と森林経営受委託契約を締結し、森林経営計画を作成して、森林の経営規模の拡大を図るものとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

本市の森林の状況としては、境界不明などの要因で森林整備の実施に支障を来している実情もあるため、地区集会等での積極的な普及啓発活動を行い、地区集落林を基点として隣接する森林所有者に関する情報収集を行い、今後行う間伐等の実施条件整備である境界の整備など森林管理の適正化に取り組む。また、市等が状況に応じて、放置された森林や不在森林所有者に対する働きかけを行い、意欲ある林業事業者への施業の委託を進める。

森林所有者と森林組合等の間で施業の受委託を行う際には、長期の施業受委託を推進し、受託者は、必要に応じて積極的に新たな森林経営計画を作成し、経営規模の拡大と安定化を図る。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の経営を受託する場合は、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進するものとする。

森林の経営を受託する場合は、長期にわたり森林を経営していく観点から、伐採作業だけでなく、伐採後の植栽から保育作業まで一連の森林施業を実施し、森林の経営に努めるものとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

(1) 基本的な考え方

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

(2) 活用に当たっての考え方

経営管理権を設定した森林について、林地生産力や路網整備の状況、木材の供給先の配置等から効率的かつ安定的な経営管理が行われると考えられる森林は、積極的に経営管理実施権の対象とするとともに、条件不利地については、市町村森林経営管理事業による森林整備を進めることとする。なお、傾斜や林地生産力の条件が比較的不利であっても周辺の森林と一体的な整備をすることが適当な森林は、経営管理実施権の対象として取り扱うものとする。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

「森林施業の共同化」とは、間伐、保育等の森林施業の推進について、森林所有者等間で施業の実施時期や実施方法について調整を行い、複数の森林所有者等が森林施業を集約化し、それを一体として効率的に行うことをいう。本市では、約81%が3ha未満の小規模所有であることから、効率的な施業を実施するため、必要に応じて森林法第10条の11の9第1項に規定する施業実施協定その他森林施業の共同化を促進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

「施業実施協定」とは、市町村の区域内にある一団の民有林の森林所有者等又は土地の所有者が、その全員の合意によって、市町村長の認可を受けて締結する、森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備に関する協定のことである。

施業の共同化を行うにあたっては、施業実施協定の締結を促進する。集落単位で共同化を行う場合は、各集落において間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行い、必要に応じて、市、森林組合が助言を行うものとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業の共同化を効果的に促進するため、森林作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法、共同して行う施業等の実施方法等、集落単位で年次別の実施計画を作成して、代表者等による実施管理を行うこととする。

一部の森林所有者が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の森林所有者に不利益を被らせることがないように、あらかじめ個々の森林所有者が果たすべき責務等を明らかにする。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

区 分	作業システム	路網密度 (m/h a)		
		基幹路網	細部路網	合 計
緩傾斜地 (0°～15°)	車両系 作業システム	3.5以上	6.5以上	10.0以上
中傾斜地 (15°～30°)	車両系 作業システム	2.5以上	5.0以上	7.5以上
	架線系 作業システム	2.5以上	0	2.5以上
急傾斜地 (30°～35°)	車両系 作業システム	1.5以上	4.5以上	6.0以上
	架線系 作業システム	1.5以上	0	1.5以上
急峻地 (35°～)	架線系 作業システム	5以上	0	5以上

効率的な作業システムの考え方

区 分		機械作業システム	主 要 機 械	備考
作業地	緩斜地	車両系	グラップル (ウインチ) → プロセッサ→フォワーダ	
集中型	傾斜地	架線系	タワーヤーダ (スイングヤーダ) → プロセッサ→フォワーダ	

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備等推進区域

路網整備等推進区域 (林班)	面積 (h a)	開設予定 路線	開設予定 延長 (m)	対図 番号	備考
31, 32, 33 林班	49	大坂山	2,600	①	

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整整第602号林野庁長官通知）を基本として、長崎県林業専用道作設指針（平成23年4月28日付け23森整第82号長崎県森林整備室長通知）に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

開設 ／ 拡張	種類	区分	位置 (字、林班等)	路線名	延長(m) 及び 箇所数	利用 区域 面積 (h a)	前半5 カ年の 計画箇 所	対 図 番 号	備 考
開設	自動車道	林業 専用 道	31 林班 32 林班 33 林班	大坂山	2,600	49		①	
改良	自動車道		8 林班	田ノ平・ 木場	100	576	○	②	
計					2,700 2 箇所	625			

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

また、「林道施設に係る個別施設計画策定のためのガイドラインの策定について」（平成27年3月27日付け26林整整第852号林野庁森林整備部整備課長通知）等に基づくインフラの長寿命化を図るため、林道橋等の個別施設計画を策定し、計画に基づき点検と補修を実施する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、長崎県森林作業道作設指針（平成23年4月28日付け23森整第82号長崎県森林整備室長通知）に則り開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるように適正に管理する。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本市の林家の大部分は小規模所有者であり、林業のみで生計を維持することは困難である。

従って、林業労働者の就労の場である森林組合の各種事業の拡大等を図りつつ、作業班員の労働安全の確保、各種社会保険への加入等就労条件の改善に努めるとともに、林業従事者に対し技術研修会、林業講習会等を開催し、林業技術の向上や各種資格を取得するための条件整備を行う。また、林業専用道、森林作業道等の路網整備による生産コストの低減及び労働強度の軽減を図る。

林業後継者の育成方策として、県内外の木材市況の動向把握に努め、情報を提供するとともに、木材需要の開拓について市としても検討することとし、林業経営の魅力を高めるようにする。また、各種林業補助施策の導入について検討することにより、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るとともに、林業技術等の啓発、普及を行っていく。

本市の林業の担い手である森林組合においては、施業の集約化等による経営の多角化等を通じた事業量の拡大を図ることにより就労の安定化を図る。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

本市の森林の人工林は、資源として利用できる時期を迎えてきている箇所が増えてきており、今後は利用に向けた取り組みを進めていく必要があるが、林業就労者の減少及び高齢化の傾向の中、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには林業機械化は必要不可欠であり、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化の導入を図る。

前記を踏まえて、高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標を以下のとおり設定する。

作業の種類		現状(参考)	将来
伐倒	市内一円	チェンソー	チェンソー ハーベスタ
造材		チェンソー プロセッサ	チェンソー プロセッサ
集材		スイングヤーダ フォワーダ	スイングヤーダ フォワーダ
造林 保育等	地拵え 下刈り 枝打ち	チェンソー 刈払機 人力	チェンソー 刈払機 人力

松浦市森林組合においては、高性能林業機械3台（スイングヤーダ、プロセッサ、フォワーダ）を所有していることから、オペレーター育成や技術向上等のために県等が実施する研修会等へ積極的な参加を推進し、林業における安全性の確保及び生産コストの低減を図る。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本市における素材の生産流通・加工については低迷しており、材木店は小規模の個人経営で、規模の拡大もあまり望めない状況である。

利用間伐材の大半は木材市場へ出荷されているが、林地に残されている材も存在していることから、広葉樹や竹を含めたところで木質系バイオマス等への利用を推進し、森林資源の利用促進を図るための施策を行っていく。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

別表3

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積（h a）
ニホンジカ	該当なし	

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対策鳥獣の別に防護柵の設置若しくは維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等による植栽木の保護措置又はわな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の鳥獣害防止対策を推進する。

また、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、関係機関と連携して推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携する。

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、必要に応じて植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害による被害の未然防止と被害木の早期発見及び早期駆除に努め、健全な森林の保全を図ることとする。

特に、松くい虫による被害対策については、樹幹注入などによる計画的な防除活動を行い、健全な松林の保全を図る。また、被害木を発見した場合は、早急に伐倒駆除を行い、健全木への被害拡大を抑制する。

伐倒駆除後の松林の状況に応じて、抵抗性マツなどの補植や自生を促し、松林の再生を図る。抵抗性マツなどへの樹種転換を行う場合は、気候や土壌等の自然的条件を確認して補植することとする。

(2) その他

該当なし

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

鳥獣による森林被害を確認した場合は、被害の状況に応じて適切な対応を行うこととする。また、野生鳥獣との共存にも配慮した複層林の整備や野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進するものとする。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道や林道等の整備を図るとともに、森林の巡視等を通して山火事予防に努めるものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合には、「松浦市火入れに関する条例」に基づき実施するものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けているなどの理由により伐採を促進すべき森林

該当なし

(2) その他

志佐町大浜地区及び福島町イロハ島地区の松林3,36haにおいて、森林病虫害の駆除及び予防を実施し、被害の防止に努めているが、今後も県、関係団体等の指導協力を得ながら、健全な森林の保全を図ることとする。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
石倉 地区	7 林班 56, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 84, 85, 85-1, 85-2, 85-3, 86, 143-3, 144, 144-1, 144-2, 144-3, 144-4, 144-5, 145, 146, 147, 148, 149, 150, 151, 152, 153, 154, 155, 156, 157, 158, 159, 159-1, 159-99, 181, 182, 182-1, 183, 183-1, 83-2, 184, 185, 185-1, 186, 188-1, 190, 191, 192, 193, 194, 195, 197, 198, 199, 200, 201, 202, 203, 204, 205, 206, 207, 208, 209, 210, 211, 212, 213, 214, 215, 216, 217, 219, 220, 225, 226, 227, 228, 229, 230, 231, 232, 233, 233-1, 234, 235, 236, 237, 238, 239, 240, 241, 242, 243, 244, 245, 246, 247, 248, 248-1, 249, 249-1, 249-2, 249-4, 250, 250-1, 250-2, 250-3, 251, 251-1,	ha 21.76	ha 6.39	ha 3.98	ha 11.39	ha 0.00	ha 0.00	

<p>251-2, 252, 253, 254, 254-1, 254-2, 254-3, 254-4, 254-5, 254-6, 254-7, 260, 272, 274, 275</p> <p>8 林班 16-1, 16-2, 16-3, 16-4, 16-5, 21, 22, 23-1, 23-2, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 74, 75, 76, 79, 80, 81-99, 82, 83, 84, 85, 86, 87-1, 87-2, 88, 89, 90, 91, 91-99, 92, 92-99, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 118</p>							
--	--	--	--	--	--	--	--

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業の区分	標準的な方法
伐採	択伐を原則とする。
造林・植栽	伐採後は、速やかに植栽又は更新作業を行うこととし、2年以内に更新完了とする。植栽は、できるだけ多様な樹種構成となるよう配慮する。
保育	当該森林は、保健保安林及び土砂流出防備保安林に指定されているため、下刈りや除伐、不良木・不用木の除去などを適正に行う。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1) 森林保健施設の整備

施設の整備
<p>①整備することが望ましい施設 管理施設、林間広場、遊歩道及びこれらに類する施設。</p> <p>②留意事項 切土、盛土を最小限にし、自然環境の保全、国土の保全に留意する。利用者が多様な森林に接することができるよう、配慮や管理を行う。</p>

(2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高	備考
スギ	14m	
ヒノキ	14m	
その他	10m	

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営にあたっては、環境の保全に配慮しつつ、森林の保全とともに保健機能の増進が図られるよう、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備に努める。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画の作成にあたっては、次に掲げる事項に十分留意し、適切に行う。

- ① IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- ② IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- ③ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- ④ IIIの森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
該当なし				

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林整備の際に発生する間伐材や林地残材等の有効活用を推進し、森林資源の循環を形成することで、市内全域にわたる森林整備の促進と林業の振興を図る。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

「四季の森石倉」については、森林とのふれあいの場としての整備が期待されていることから、保健保安林とともに土砂流出防備保安林でもあるこの地区の里山を保全するとともに自然散策の拠点となるよう、下刈り、不良木の除去、ぼう芽更新により公益的機能の維持増進を図り、森林の総合利用を推進する。

また、「初崎ツバキ群生林」については、5万本以上の藪ツバキが自生しており、多くの来訪者の目を楽しませている。この群生林は、玄海国定公園特別地域の指定も受けており、不良木の除去などを実施して群生林の保全を図る。

これらの事業について、関係補助事業を活用し、積極的に推進する。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組みに関する事項

緑の募金やながさき森林環境税等による、地域における活動を推進する。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

本市の主な川は、上流から下流まで本市民の水源として、重要な役割を果たしている。

このようなことから、森林整備を推進するなかで、水源涵養などの森林のもつ公益的機能の大切さについて理解を得られるよう働きかけを行っていく。

(3) その他

該当なし。

6 その他必要な事項

(1) 森林施業に関する技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県などの指導機関、森林組合との連携をより密にし、普及啓発、森林所有者の経営意欲の向上に努める。

(2) 国土の保全の観点から森林として管理する土地に関する事項

長崎県北部地域は、地すべり防止地域の指定箇所が多く、本市においては、10箇所の林野庁所管の地すべり防止区域がある。

現在、地すべりの兆候が見られる坂野地区において地すべり防止事業を実施しているところである。

市内の地すべり防止区域内の山林には、災害防止の観点から樹種の検討を行い、地すべり防止機能の高い森林整備を図る。

(3) 環境の保全等の観点から保全すべき森林に関する事項

石倉地区の土砂流出防備・保健保安林について、当該地区住民の協力を得ながら地域の環境保全を図っていく。

(4) 公有林の整備に関する事項

本市所有の人工林については、保育、間伐等の作業を委託して森林整備を実施し、公益的機能の維持・向上を図っていく。

参考資料

(1) 人口及び就業構造

①年齢層別人口動態

		総 計			0～14歳			15～29歳			30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	17年	26,993 (100.0)	12,764	14,229	3,987	2,083	1,904	3,651	1,877	1,774	4,075	2,007	2,068	7,706	3,838	3,868	7,574	2,959	4,615
	22年	25,145 (93.2)	13,782	11,363	3,360	1,749	1,611	3,122	1,621	1,501	3,702	1,836	1,866	7,374	3,771	3,603	7,587	4,805	2,782
	27年	23,309 (86.4)	11,164	12,145	2,987	1,537	1,450	2,592	1,384	1,208	3,501	1,833	1,668	6,448	3,284	3,164	7,781	3,126	4,655
構成比 (%)	17年	100.0	47.3	52.7	14.8	7.7	7.1	13.5	7.0	6.6	15.1	7.4	7.7	28.5	14.2	14.3	28.1	11.0	17.1
	22年	100.0	54.8	45.2	13.4	7.0	6.4	12.4	6.4	6.0	14.7	7.3	7.4	29.3	15.0	14.3	30.2	19.1	11.1
	27年	100.0	47.9	52.1	12.8	6.6	6.2	11.1	5.9	5.2	15.0	7.9	7.2	27.7	14.1	13.6	33.4	13.4	20.0

※資料: 国勢調査

②産業部門別就業者数等

	年次		総 数	第1次産業				第2次産業		第3次産業
				農業	林業	漁業	小計	うち木材・木製品製造業		
実数 (人)	17年	年	13,681	1,520	9	840	2,369	4,009	7,303	
	22年	年	12,759	1,422	9	752	2,183	3,406	7,170	
	27年	年	11,171	1,016	21	547	1,584	3,019	6,568	
構成比 (%)	17年	年	100.0	11.1	0.1	6.1	17.3	29.3	0.0	53.4
	22年	年	100.0	11.1	0.1	5.9	17.1	26.7	0.0	56.2
	27年	年	100.0	9.1	0.2	4.9	14.2	27.0	0.0	58.8

※資料: 国勢調査

(2) 土地利用

	年次		総土地面積	耕地面積							草地面積	林野面積			その他面積
				計	田	畑	樹園地			計		森林	原野		
							果樹園	茶園	桑園						
実数 (ha)	27年	年	13,055	2,166	1,340	826					6,129	5,987	142	4,760	
構成比 (%)			100.0	16.6	10.3	6.3	0.0	0.0	0.0	0.0	46.9	45.9	1.1	36.5	

※資料: 農林業センサス

※調査が行われていない項目は空欄とする。

(3) 森林転用面積

年次	総数	農用地	ゴルフ場・レジャー施設用地	住宅・別荘工場等建物敷地及びその付帯地	採石・採土地	その他
27年	1.38 ha	ha	0.91 ha	0.47 ha	ha	ha

※資料: 地域森林計画

(4) 森林資源の現況等

① 保有者形態別森林面積

保有形態	総面積		人工林率				
	面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林	(B/A)	
総数	6,033.56 ha	100.0 %	5,526.86 ha	3,104.76 ha	2,422.10 ha	51.5 %	
国有林	119.78	2.0	116.43	78.19	38.24	65.3	
公有林	計	203.06	3.4	182.10	126.66	55.44	62.4
	都道府県有林	80.98	1.3	77.76	63.76	14.00	78.7
	市町村有林	122.08	2.0	104.34	62.90	41.44	51.5
	財産区有林	0.00	0.0	0.00	0.00	0.00	0.0
私有林	5,710.72	94.6	5,228.33	2,899.91	2,328.42	50.8	

※国有林: 九州森林管理局調(平成29.9.27現在)、公有林及び私有林: 平成29年度地域森林計画編成資料

② 在(市町村)者・不在(市町村)者別私有林面積

	年次	私有林合計	在(市町村)者面積	不在(市町村)者面積		
				計	県内	県外
実数 ha	17年	5,428	5,182	246	40	206
	29年	5,720	5,477	243	37	206
構成比 %	17年	100	95	5 (100)	1 (16)	4 (84)
	29年	100	96	4 (100)	1 (15)	4 (85)

※資料: 農林業センサス(17年)、地域森林計画(29年)

③民有林の齢級別面積

単位 ha

	総数	齢 級										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11以上
民有林	5,410.43	11.60	8.38	21.11	27.50	43.81	78.68	118.68	189.86	326.09	624.72	3,960.00
人工林計	3,026.57	0.25	0.11	5.83	21.99	19.94	46.54	98.74	170.76	292.57	484.47	1,885.37
天然林計	2,383.86	11.35	8.27	15.28	5.51	23.87	32.14	19.94	19.10	33.52	140.25	2,074.63

※資料:地域森林計画

④保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数				
1～3ha	513	10～20ha	8	50～100ha	1
3～5ha	79	20～30ha	1	100～500ha	0
5～10ha	33	30～50ha	1	500ha以上	0
				総 数	636

※資料:農林業センサス

⑤作業路網の状況

(ア) 基幹路網の現況

区 分	路線数	延長(km)	備 考
基幹路網	27	53	
うち林業専用道			

(イ) 細部路網の現況

区 分	路線数	延長(km)	備 考
森林作業道	112	60	

※資料:地域森林計画

(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹 種	齡 級	森 林 の 所 在
スギ	11	1-24
ヒノキ	8	1-37
スギ	13	1-39
スギ	14	1-46
スギ	11	1-47
ヒノキ	10	1-49
ヒノキ	11	2-3
ヒノキ	13	2-4
スギ	13	2-5
ヒノキ	14	2-7
ヒノキ	13	2-9
スギ	13	2-11
ヒノキ	13	2-13
スギ	12	2-17
ヒノキ	13	2-21-1
ヒノキ	13	2-21
スギ	12	2-28
スギ	12	2-29
スギ	12	2-31
スギ	11	2-36
ヒノキ	11	2-44-1
ヒノキ	11	2-45

樹 種	齡 級	森 林 の 所 在
スギ	11	2-66
ヒノキ	7	2-92-2
ヒノキ	9	2-95-2
ヒノキ	15	2-97
ヒノキ	7	2-101-3
ヒノキ	12	2-104
ヒノキ	12	2-105
スギ	12	2-111
ヒノキ	13	2-112
ヒノキ	12	2-113
スギ	12	3-35
スギ	10	3-46-1
ヒノキ	9	3-46-2
スギ	13	3-49
ヒノキ	12	3-51
スギ	12	3-54
ヒノキ	11	3-58
ヒノキ	11	3-59
スギ	8	3-69-10
ヒノキ	12	3-81
スギ	11	4-1
ヒノキ	12	4-2

樹 種	齡 級	森 林 の 所 在
ヒノキ	12	4-4
スギ	12	4-5
ヒノキ	12	4-6
スギ	17	4-21
スギ	12	4-22
ヒノキ	11	4-23
ヒノキ	7	4-28
ヒノキ	11	4-31
ヒノキ	11	4-33
ヒノキ	9	4-37
スギ	16	4-38
スギ	13	4-39
スギ	12	4-40
スギ	14	4-41
ヒノキ	9	4-42
ヒノキ	9	4-43
スギ	11	4-50
スギ	12	4-53
ヒノキ	12	4-54
ヒノキ	12	4-55
ヒノキ	9	4-79
ヒノキ	12	4-84

樹 種	齡 級	森 林 の 所 在
スギ	13	4-108
ヒノキ	13	4-111
ヒノキ	12	4-116
ヒノキ	12	4-117
ヒノキ	13	5-4
ヒノキ	8	5-100
スギ	15	5-135
ヒノキ	10	5-296
ヒノキ	13	5-300
スギ	11	5-323
スギ	12	5-326
スギ	12	5-330
スギ	12	5-337
スギ	12	5-338
スギ	12	5-339
スギ	12	5-344
スギ	10	5-352
スギ	13	5-353
スギ	12	6-20
スギ	11	6-21
スギ	10	6-22-10
スギ	11	6-23

樹 種	齡 級	森 林 の 所 在
スギ	12	6-25
スギ	14	6-26
スギ	13	6-27
ヒノキ	13	6-28
スギ	13	6-29
ヒノキ	12	6-61
スギ	12	6-81
ヒノキ	12	6-101
スギ	11	6-216
スギ	12	6-217
ヒノキ	9	6-218
ヒノキ	13	6-225
ヒノキ	11	6-236
ヒノキ	11	6-237
ヒノキ	9	6-264
ヒノキ	9	6-265
ヒノキ	12	7-7-1
ヒノキ	12	7-9
ヒノキ	10	7-32
ヒノキ	9	7-35
ヒノキ	11	7-37
ヒノキ	13	7-38-1

樹 種	齡 級	森 林 の 所 在
ヒノキ	10	7-39-3
スギ	10	7-105-1
ヒノキ	10	7-105-2
スギ	11	7-132
スギ	14	7-196
スギ	14	7-223
スギ	13	7-263
スギ	13	7-277
ヒノキ	9	7-322-40
ヒノキ	9	7-322-44
スギ	12	7-339
ヒノキ	7	7-342-1
スギ	12	7-366
スギ	11	8-6
ヒノキ	12	8-8
スギ	10	8-10
スギ	10	8-13
ヒノキ	9	8-33-1
ヒノキ	9	8-203
ヒノキ	10	8-209-1
ヒノキ	10	8-210
スギ	13	8-241

樹 種	齡 級	森 林 の 所 在
ヒノキ	13	8-243
ヒノキ	13	8-244-1
ヒノキ	15	8-270
スギ	11	8-300-1
スギ	12	8-301
ヒノキ	9	8-305
スギ	12	8-307
ヒノキ	10	8-323
ヒノキ	10	8-337-1
ヒノキ	10	8-338-10
ヒノキ	9	8-345
スギ	8	8-369
ヒノキ	18	8-379
ヒノキ	14	8-383
ヒノキ	9	8-384
スギ	14	8-385-2
ヒノキ	13	8-385-3
スギ	12	8-386
ヒノキ	22	8-390
ヒノキ	8	8-391-2
ヒノキ	13	8-391-3
ヒノキ	12	8-391-6

樹 種	齡 級	森 林 の 所 在
スギ	13	8-396
ヒノキ	8	8-399
ヒノキ	8	8-400
ヒノキ	8	8-402
ヒノキ	9	8-404
ヒノキ	23	8-406
ヒノキ	14	8-407
スギ	12	8-408
スギ	12	8-413-1
ヒノキ	8	8-416
ヒノキ	8	8-417
スギ	16	8-421
スギ	12	9-3
ヒノキ	8	9-13
ヒノキ	8	9-14
ヒノキ	8	9-16
スギ	13	9-22
ヒノキ	9	9-23
スギ	11	9-26
ヒノキ	9	9-46
スギ	12	9-52-1
ヒノキ	12	9-54-1

樹 種	齡 級	森 林 の 所 在
スギ	11	9-60-2
スギ	12	9-62
ヒノキ	12	9-63
スギ	12	9-64
スギ	12	9-91
ヒノキ	9	9-96-1
スギ	12	9-96
ヒノキ	9	9-100
ヒノキ	7	9-107
スギ	12	9-139
スギ	12	9-141
ヒノキ	12	9-147-2
スギ	11	9-163
スギ	13	10-10-1
スギ	11	10-35
スギ	14	10-42
スギ	14	10-43-1
スギ	13	10-44
スギ	14	10-65
ヒノキ	14	10-66
スギ	13	10-69-1
スギ	11	10-70-13

樹 種	齡 級	森 林 の 所 在
スギ	13	10-70
スギ	13	10-71-1
スギ	11	10-73-1
スギ	6	10-74-1
スギ	11	10-74
スギ	13	10-75
ヒノキ	13	10-77
スギ	13	10-96
ヒノキ	9	10-120
ヒノキ	14	10-246
スギ	13	10-249
ヒノキ	13	11-4
スギ	13	11-12
スギ	13	11-16
ヒノキ	9	11-24
スギ	14	11-51
ヒノキ	14	11-52
ヒノキ	8	11-54
ヒノキ	12	11-57-3
ヒノキ	12	11-69
スギ	12	11-72
スギ	12	11-92

樹 種	齡 級	森 林 の 所 在
ヒノキ	10	12-223
スギ	12	12-235
スギ	13	12-277
ヒノキ	13	12-278
スギ	13	12-318-1
スギ	13	12-318-2
スギ	13	12-318-3
スギ	13	12-318-4
ヒノキ	12	12-331
スギ	13	12-332
スギ	7	12-335
スギ	14	12-337
スギ	13	13-21
ヒノキ	8	13-95
ヒノキ	8	13-98
スギ	16	13-113
ヒノキ	7	13-125
スギ	11	13-154
ヒノキ	9	13-166-2
スギ	14	13-168
スギ	13	13-169
スギ	6	13-215

樹 種	齡 級	森 林 の 所 在
ヒノキ	8	14-97
ヒノキ	9	14-140
ヒノキ	9	14-192
ヒノキ	8	14-195
スギ	11	14-209-3
スギ	12	14-246
ヒノキ	11	14-281-1
ヒノキ	10	14-291-1
スギ	11	14-296-2
ヒノキ	10	14-326
スギ	11	14-335-1
スギ	11	15-23-2
スギ	12	15-59
ヒノキ	12	15-92-3
スギ	12	15-99
スギ	12	15-115
スギ	10	15-193
ヒノキ	10	15-224-2
スギ	13	15-231
ヒノキ	7	16-1-4
スギ	15	16-91
スギ	14	16-97

樹 種	齡 級	森 林 の 所 在
スギ	13	16-105
スギ	14	16-109
ヒノキ	14	16-110
スギ	13	16-120
スギ	14	16-121
ヒノキ	14	16-122-4
スギ	12	16-137
ヒノキ	12	16-138
スギ	12	17-20
スギ	13	17-21
スギ	13	17-29
スギ	13	17-35
スギ	13	17-38
スギ	13	17-52
スギ	13	17-56
スギ	13	17-57
スギ	13	17-58-1
スギ	11	17-60-1
ヒノキ	14	17-64
スギ	10	17-90
スギ	10	17-92
ヒノキ	10	17-97-1

樹 種	齡 級	森 林 の 所 在
ヒノキ	9	17-108-1
スギ	14	17-108-2
スギ	7	17-108-3
スギ	9	17-108-4
ヒノキ	9	17-109-1
スギ	13	17-111
スギ	13	17-120
スギ	10	17-122
スギ	14	17-123-3
スギ	14	17-124
スギ	14	18-6
スギ	11	18-15
スギ	12	18-16
スギ	13	18-18
スギ	13	18-19
スギ	13	18-20
スギ	13	18-21
ヒノキ	14	18-23
スギ	13	18-24
ヒノキ	9	18-25-2
スギ	11	18-26-1
スギ	14	18-26-2

樹 種	齡 級	森 林 の 所 在
スギ	13	18-26-3
スギ	12	18-26-4
スギ	11	18-26-5
スギ	13	18-27
スギ	10	18-31-1
ヒノキ	10	18-31-2
ヒノキ	9	18-34-3
スギ	13	18-36
スギ	14	18-39
スギ	6	18-40-1
ヒノキ	11	18-46
ヒノキ	4	18-47-5
スギ	4	18-47-6
ヒノキ	4	18-47-7
ヒノキ	11	18-49
ヒノキ	5	18-55-10
スギ	10	18-60-2
ヒノキ	7	18-60-3
スギ	12	18-62-2
スギ	10	18-64
スギ	14	18-68-1
ヒノキ	14	18-68-2

樹 種	齡 級	森 林 の 所 在
スギ	15	18-69
スギ	10	18-71
スギ	10	18-73
スギ	12	18-74
スギ	14	18-76
スギ	13	18-79
スギ	14	18-80
スギ	14	18-81
スギ	11	18-83
スギ	9	18-84
スギ	11	18-85
スギ	12	18-94
スギ	14	18-97
スギ	14	18-102-2
スギ	12	18-103
スギ	11	18-104
スギ	14	18-110
スギ	9	18-112
スギ	14	18-113
スギ	10	18-114
スギ	14	18-115
スギ	13	19-92

樹 種	齡 級	森 林 の 所 在
スギ	13	19-96
ヒノキ	10	19-134-1
スギ	10	19-158
スギ	14	19-163
スギ	11	19-166
スギ	13	20-32
スギ	12	20-39
スギ	11	20-55-1
スギ	9	20-180
スギ	14	20-196
スギ	12	20-201
スギ	13	20-207
ヒノキ	12	21-51
ヒノキ	12	21-216
スギ	11	22-165
スギ	14	22-184
スギ	13	22-218
ヒノキ	15	22-303
スギ	11	23-67
ヒノキ	9	23-120-1
ヒノキ	12	23-141
スギ	12	23-150

樹 種	齡 級	森 林 の 所 在
ヒノキ	12	23-152
スギ	11	24-43
ヒノキ	11	24-64
ヒノキ	11	24-65
ヒノキ	7	24-68
スギ	9	24-74-2
ヒノキ	9	24-184
スギ	13	24-230
スギ	12	24-275
スギ	14	24-294
スギ	14	25-3
スギ	13	25-5-1
スギ	15	25-21
スギ	13	25-23
スギ	16	25-24
スギ	10	25-25
スギ	11	25-27
スギ	10	25-31
スギ	11	25-32-2
スギ	14	25-39
ヒノキ	10	25-41
ヒノキ	11	25-58

樹 種	齡 級	森 林 の 所 在
スギ	11	25-60-5
ヒノキ	11	25-60-11
スギ	11	25-60-14
ヒノキ	11	25-60-17
スギ	11	25-80-1
スギ	11	25-80-2
ヒノキ	15	25-80
スギ	12	25-86
ヒノキ	7	25-91-2
スギ	12	25-92
スギ	14	25-99
スギ	11	25-104
スギ	12	25-111
スギ	11	25-116
スギ	16	25-120
スギ	15	25-133
スギ	11	25-143
スギ	12	26-8
スギ	9	26-12-1
スギ	11	26-68
スギ	13	26-88
スギ	8	26-173

樹 種	齡 級	森 林 の 所 在
ヒノキ	12	26-183
スギ	11	26-187-33
スギ	8	26-189
ヒノキ	13	26-232
スギ	11	26-234
スギ	7	26-235
ヒノキ	7	26-236
ヒノキ	12	26-237
スギ	12	26-239
ヒノキ	13	26-251
スギ	10	26-253
スギ	14	26-262
ヒノキ	14	26-263
スギ	11	26-308
スギ	12	26-319
ヒノキ	14	26-323
スギ	10	26-327
スギ	12	27-9
スギ	9	27-13-2
ヒノキ	11	27-59
スギ	14	27-65
スギ	15	27-67

樹 種	齡 級	森 林 の 所 在
スギ	12	27-73
スギ	11	27-87-1
スギ	12	28-75-3
ヒノキ	12	28-75-4
ヒノキ	11	28-80-3
スギ	11	28-80
ヒノキ	9	28-87
スギ	13	28-93
ヒノキ	10	28-100-1
スギ	10	28-200
スギ	11	29-8
スギ	14	29-107
ヒノキ	10	29-112-1
ヒノキ	9	29-128-1
ヒノキ	9	29-161
スギ	13	29-199
スギ	13	29-203
スギ	11	29-212
ヒノキ	11	29-217-1
スギ	7	29-240-1
スギ	13	29-240
ヒノキ	10	30-38

樹 種	齡 級	森 林 の 所 在
スギ	7	30-62-1
スギ	12	30-70
ヒノキ	11	30-71
ヒノキ	11	30-122
スギ	11	30-149
スギ	12	30-184
ヒノキ	12	30-186
スギ	11	30-188
スギ	12	30-189
スギ	11	30-190
ヒノキ	8	30-191
スギ	13	30-195
スギ	13	30-260
ヒノキ	13	30-261
ヒノキ	13	30-263
ヒノキ	8	30-278-1
ヒノキ	8	30-284
スギ	12	30-304
ヒノキ	10	30-305-1
スギ	10	30-306-52
ヒノキ	10	30-306-53
ヒノキ	13	30-307

樹 種	齡 級	森 林 の 所 在
スギ	13	30-308
スギ	12	31-4
スギ	12	31-9
スギ	12	31-15-2
スギ	11	31-96
スギ	13	31-98
スギ	12	31-99-1
ヒノキ	12	31-99-2
スギ	12	31-99
スギ	9	31-107-1
スギ	12	31-116
ヒノキ	10	31-117
スギ	12	31-134
ヒノキ	12	31-157
スギ	13	31-158
スギ	12	31-178
スギ	11	32-33
スギ	12	32-62
スギ	11	32-65
ヒノキ	10	32-77
ヒノキ	7	32-80-1
スギ	12	32-84

樹 種	齡 級	森 林 の 所 在
スギ	12	32-85
スギ	8	32-129-2
スギ	13	32-139
スギ	14	32-140
スギ	11	32-145
スギ	11	32-179
ヒノキ	9	32-187-15
スギ	11	32-194
ヒノキ	14	32-197
スギ	13	32-198
スギ	13	32-200
スギ	13	32-223
スギ	14	32-224
スギ	5	32-228-2
ヒノキ	5	32-228-3
スギ	10	32-229-22
スギ	11	33-69
スギ	11	33-70
スギ	13	33-71-1
スギ	12	33-73
スギ	12	33-74
スギ	11	33-90-1

樹 種	齡 級	森 林 の 所 在
ヒノキ	11	33-92
ヒノキ	8	33-94-2
ヒノキ	11	33-94
ヒノキ	11	33-98
ヒノキ	11	33-101-11
スギ	11	33-101-12
スギ	8	33-139
スギ	13	33-186
スギ	12	33-207
スギ	16	33-211
スギ	12	34-36
スギ	11	34-73
スギ	11	34-74
スギ	11	34-82-1
スギ	10	34-85
スギ	7	34-99
スギ	13	34-100
スギ	11	34-101
スギ	12	34-102
スギ	11	34-104-5
ヒノキ	11	34-104-6
スギ	10	34-105

樹 種	齡 級	森 林 の 所 在
スギ	10	34-106-1
スギ	10	34-106
スギ	9	34-113-5
スギ	14	34-113
ヒノキ	10	34-118-5
スギ	11	34-123-5
スギ	14	34-123
スギ	12	34-134
スギ	11	34-149
スギ	12	34-150
スギ	11	34-151
スギ	11	34-155-1
スギ	9	34-155-2
スギ	10	34-158
スギ	9	34-181-2
ヒノキ	12	34-182-1
スギ	12	35-2
スギ	12	35-14
ヒノキ	11	35-22-2
ヒノキ	11	35-22-8
スギ	14	35-23
スギ	12	35-31

樹 種	齡 級	森 林 の 所 在
スギ	12	35-40
スギ	12	35-41
スギ	11	35-42-2
スギ	10	35-66
スギ	8	36-34
スギ	12	36-38-2
スギ	9	36-41-1
スギ	13	36-56
スギ	14	36-60
スギ	11	37-12
ヒノキ	11	37-15
スギ	15	37-16
スギ	12	37-32
ヒノキ	12	37-37-1
スギ	12	37-37-3
スギ	12	37-44
ヒノキ	13	37-47
ヒノキ	12	37-48
スギ	12	37-51
スギ	12	37-60-5
スギ	10	37-80
スギ	12	37-99

樹 種	齡 級	森 林 の 所 在
スギ	13	37-105
スギ	9	37-107
スギ	12	37-109
スギ	13	37-110
スギ	12	37-118
スギ	16	37-128
ヒノキ	13	37-132
スギ	13	37-140
スギ	11	37-147
ヒノキ	13	37-162
スギ	13	37-166
スギ	13	37-168
スギ	13	37-172
スギ	7	37-182
スギ	13	37-183
スギ	13	37-191-1
スギ	11	37-193
スギ	12	38-10-4
ヒノキ	8	38-42
スギ	9	38-58-5
ヒノキ	10	38-105-16
スギ	11	38-112

樹 種	齡 級	森 林 の 所 在
ヒノキ	9	38-125
スギ	12	38-236
ヒノキ	9	38-259
スギ	11	38-272
スギ	11	39-21-5
スギ	9	39-59
スギ	16	39-88
ヒノキ	12	39-90
スギ	10	39-101-1
ヒノキ	10	40-67
スギ	11	40-69
スギ	11	40-90
スギ	14	40-91
スギ	11	40-97-1
スギ	14	40-99
ヒノキ	13	40-100-2
スギ	11	40-103-1
スギ	11	40-103-3
ヒノキ	11	40-103-4
ヒノキ	11	40-103-5
ヒノキ	14	40-103
スギ	13	40-109

樹 種	齡 級	森 林 の 所 在
スギ	12	40-115-5
スギ	14	40-115
ヒノキ	12	40-116
スギ	11	40-128-1
ヒノキ	10	40-191
スギ	13	40-217
スギ	11	40-219
スギ	13	40-223
スギ	12	40-224
ヒノキ	11	40-236
ヒノキ	12	40-249-2
スギ	13	40-265-1
ヒノキ	13	40-265-2
スギ	13	40-265-3
ヒノキ	13	40-265-5
ヒノキ	8	40-280
ヒノキ	9	40-342
ヒノキ	8	40-349
ヒノキ	10	40-355
ヒノキ	10	40-374
スギ	10	40-376
ヒノキ	8	40-429-1

樹 種	齡 級	森 林 の 所 在
ヒノキ	8	40-458-1
ヒノキ	8	40-470-2
スギ	13	40-472
スギ	13	40-473
スギ	10	40-474-1
スギ	10	40-474-2
スギ	7	40-474-3
スギ	10	40-474
ヒノキ	12	40-475
スギ	12	40-476-1
ヒノキ	12	40-476-13
スギ	11	40-477
ヒノキ	11	40-478
スギ	13	40-479
スギ	13	40-486
ヒノキ	12	40-490
スギ	8	41-18-1
ヒノキ	12	41-27
スギ	12	41-120
スギ	12	41-121
ヒノキ	9	41-264
スギ	12	41-268

樹 種	齡 級	森 林 の 所 在
スギ	13	41-269
スギ	9	41-271
ヒノキ	13	41-274
ヒノキ	9	42-10-2
ヒノキ	10	42-11
スギ	6	42-34-1
スギ	13	42-77-1
スギ	12	42-77-5
ヒノキ	10	42-86
ヒノキ	11	42-90
ヒノキ	10	42-91-1
ヒノキ	8	42-117-1
スギ	14	42-155
ヒノキ	14	42-156
ヒノキ	6	42-159-1
スギ	4	42-159-4
スギ	12	42-178
スギ	11	42-187
スギ	13	42-214
ヒノキ	13	42-215
スギ	13	42-225
ヒノキ	13	42-226

樹 種	齡 級	森 林 の 所 在
ヒノキ	12	42-241
ヒノキ	10	42-248
ヒノキ	11	42-254
ヒノキ	9	42-308
ヒノキ	10	42-366
ヒノキ	10	42-397
スギ	12	42-401
スギ	9	43-54-2
ヒノキ	7	43-59-1
スギ	12	43-73-1
ヒノキ	8	43-159-1
スギ	11	43-185
スギ	11	43-203
ヒノキ	10	43-236
ヒノキ	8	43-243-10
スギ	12	44-8
ヒノキ	13	44-98
ヒノキ	12	44-262
ヒノキ	12	44-277
ヒノキ	9	45-17-2
スギ	11	45-109
スギ	12	45-152

樹 種	齡 級	森 林 の 所 在
スギ	11	45-175
スギ	13	45-302
スギ	15	45-333
ヒノキ	15	45-334
スギ	13	46-32
ヒノキ	10	46-37-1
ヒノキ	13	46-52
スギ	15	46-57
スギ	12	46-66
ヒノキ	12	46-67
ヒノキ	10	46-74
ヒノキ	10	46-75
ヒノキ	13	46-84-1
ヒノキ	13	46-85
スギ	11	46-87
ヒノキ	9	46-91-1
ヒノキ	15	46-92
ヒノキ	10	47-13-5
ヒノキ	10	47-23
ヒノキ	10	47-40
スギ	6	47-45-1
スギ	6	47-45-2

樹 種	齡 級	森 林 の 所 在
スギ	12	47-53
スギ	12	47-54
ヒノキ	12	47-56
スギ	12	47-58
スギ	11	47-77-3
スギ	11	47-78
ヒノキ	11	47-79-2
スギ	14	47-87
スギ	11	47-104
ヒノキ	11	47-125
ヒノキ	9	47-133
スギ	14	47-135-3
スギ	11	47-135
スギ	13	47-137
スギ	11	47-141
スギ	12	48-9
スギ	12	48-11
スギ	12	48-23
スギ	12	48-31
ヒノキ	11	48-68-2
ヒノキ	7	48-73
スギ	12	48-84

樹 種	齡 級	森 林 の 所 在
スギ	12	48-87
ヒノキ	9	49-70
ヒノキ	7	49-95-1
ヒノキ	10	50-2
ヒノキ	11	50-3-2
スギ	11	50-5-2
スギ	13	50-9
ヒノキ	14	50-12-2
ヒノキ	12	50-13
ヒノキ	12	50-14-2
ヒノキ	10	50-17
スギ	13	50-21-1
スギ	10	50-22-1
ヒノキ	10	50-22-2
スギ	12	50-27-1
ヒノキ	9	50-27-2
スギ	12	50-38
ヒノキ	12	50-43
スギ	14	50-50
スギ	13	50-52-1
ヒノキ	12	50-52-2
ヒノキ	10	50-58-2

樹 種	齡 級	森 林 の 所 在
スギ	10	50-59-1
スギ	11	50-59-2
ヒノキ	11	50-89
ヒノキ	10	50-90-2
スギ	10	50-91-1
スギ	10	50-91-2
ヒノキ	10	50-104
ヒノキ	10	50-138
ヒノキ	9	50-140
ヒノキ	9	50-145
ヒノキ	8	50-147
ヒノキ	8	50-153-1
ヒノキ	9	52-1-4
ヒノキ	10	52-6
ヒノキ	12	52-9
ヒノキ	10	52-10-1
ヒノキ	10	52-33
スギ	12	52-39
スギ	11	52-83
ヒノキ	14	52-95
スギ	13	52-101
ヒノキ	13	52-103

樹 種	齡 級	森 林 の 所 在
スギ	10	50-59-1
スギ	11	50-59-2
ヒノキ	11	50-89
ヒノキ	10	50-90-2
スギ	10	50-91-1
スギ	10	50-91-2
ヒノキ	10	50-104
ヒノキ	10	50-138
ヒノキ	9	50-140
ヒノキ	9	50-145
ヒノキ	8	50-147
ヒノキ	8	50-153-1
ヒノキ	9	52-1-4
ヒノキ	10	52-6
ヒノキ	12	52-9
ヒノキ	10	52-10-1
ヒノキ	10	52-33
スギ	12	52-39
スギ	11	52-83
ヒノキ	14	52-95
スギ	13	52-101
ヒノキ	13	52-103

樹 種	齡 級	森 林 の 所 在
スギ	11	52-194
ヒノキ	11	53-2-1
スギ	11	53-2-3
ヒノキ	9	53-2-4
ヒノキ	12	53-14-2
スギ	13	53-20
ヒノキ	13	53-28
ヒノキ	11	53-29
スギ	12	53-48
ヒノキ	12	53-51
ヒノキ	13	53-63
ヒノキ	10	53-72
ヒノキ	6	53-92-1
スギ	10	53-97-1
ヒノキ	6	53-196-1
ヒノキ	9	53-220
スギ	14	53-227
スギ	12	53-228
スギ	12	53-233
スギ	12	54-44
スギ	14	54-59-3
ヒノキ	11	54-107-1

樹種	齡級	森林の所在
スギ	12	54-181
ヒノキ	11	54-186
ヒノキ	12	54-189
ヒノキ	12	54-190
スギ	13	54-194
スギ	13	54-205-1
ヒノキ	13	54-206
スギ	13	54-207
ヒノキ	13	54-208
スギ	10	55-6
ヒノキ	12	55-15
スギ	11	55-28
スギ	14	55-46
スギ	13	55-47
スギ	12	55-55
ヒノキ	11	55-101
スギ	13	56-15
ヒノキ	13	56-31-2
ヒノキ	13	56-96
ヒノキ	9	56-98-1
ヒノキ	11	56-101
ヒノキ	10	56-108

樹 種	齡 級	森 林 の 所 在
ヒノキ	10	56-114
ヒノキ	10	56-120
ヒノキ	10	56-126
ヒノキ	8	56-171
スギ	13	57-48
スギ	14	57-50-1
スギ	12	57-51-1
スギ	12	57-51-2
ヒノキ	5	58-12-1
ヒノキ	13	58-22
ヒノキ	13	58-24
ヒノキ	11	58-31
スギ	10	58-106-1
スギ	13	58-182
ヒノキ	8	58-184
スギ	13	59-170
スギ	12	59-195
スギ	12	59-196
スギ	12	59-197
ヒノキ	13	60-106
スギ	12	60-145
ヒノキ	13	60-149

樹 種	齡 級	森 林 の 所 在
ヒノキ	9	60-188-1
ヒノキ	12	60-190
スギ	12	60-214
ヒノキ	10	61-99
ヒノキ	10	61-104
スギ	15	63-104
スギ	10	64-14
ヒノキ	9	64-19
ヒノキ	11	64-27-1
スギ	11	64-27-2
ヒノキ	11	64-27-3
ヒノキ	10	64-27-4
ヒノキ	10	64-27-5
ヒノキ	8	65-30-2
ヒノキ	10	1001-243
ヒノキ	13	1003-129
ヒノキ	11	1004-90-5
ヒノキ	10	1005-119
ヒノキ	11	1006-400
ヒノキ	7	1006-426-2
スギ	12	1007-271-1
スギ	12	1009-10

樹 種	齡 級	森 林 の 所 在
ヒノキ	7	1009-192
ヒノキ	10	1010-40-1
ヒノキ	9	1010-149
スギ	7	1010-161
スギ	10	1011-35
スギ	12	1011-37
スギ	12	1011-43
ヒノキ	12	1011-147
ヒノキ	13	1012-25
スギ	13	1012-63
ヒノキ	11	1012-76
スギ	12	1013-2
スギ	12	1013-11
スギ	11	1013-13
ヒノキ	10	1013-15
スギ	11	1013-25
スギ	12	1013-27
スギ	12	1013-31
スギ	14	1013-43
ヒノキ	11	1013-84
スギ	13	1015-3
ヒノキ	13	1015-12-5

樹 種	齡 級	森 林 の 所 在
ヒノキ	13	1015-12
スギ	13	1015-16
スギ	14	1015-31
ヒノキ	12	1015-34
ヒノキ	14	1015-74
スギ	12	1015-85
ヒノキ	10	1018-120
ヒノキ	15	1018-229
スギ	13	2003-38
スギ	13	2003-419
スギ	12	2004-168-15
スギ	13	2005-89
ヒノキ	11	2005-103
スギ	13	2005-119
スギ	11	2007-34
ヒノキ	13	2007-53
スギ	14	2007-330
スギ	11	2009-88
スギ	12	2009-113
スギ	11	2011-170
スギ	12	2013-264
スギ	12	2013-341

樹 種	齡 級	森 林 の 所 在
スギ	9	2014-226-1
ヒノキ	9	2014-226-2

(6) 市町村における林業の位置付け

①産業別総生産額

(単位:百万円)

総生産額(A)		79,293
内	第1次産業	2,643
	うち林業(B)	36
訳	第2次産業	21,039
	うち木材・木製品製造業(C)	—
第3次産業		55,611
B+C/A		— %

※資料:長崎縣市町村民経済計算

②製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

(平成25年12月31日現在)

	事業所数	従事者数(人)
全製造業(A)	35	1,626
うち木材・木製品製造業(B)	0	0
B/A	0.0 %	0.0 %

※資料:工業統計

2. 製造業には、林業が含まれない。

(7) 林業関係の就業状況

(平成30年1月1日現在)

区 分	組合・事業者数	就業者数		備 考
			うち作業員数	
森林組合	1	11	7	(名称:松浦市森林組合)
生産森林組合	3			(名称:松山田生産森林組合)
				(名称:板橋生産森林組合)
				(名称:上高野生産森林組合)
素材生産業				
製材業				
合 計	4	11	7	

(8) 林業機械等設置状況

(平成29年3月31日現在)

区 分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備 考
集 材 機	0						
モノケーブル	0						ジグザグ集材施設
リモコンウインチ	1				1		無線操縦による木寄機
自 走 式 搬 器	0						リモコン操作による巻き上げ搬器
運 材 車	3				3		林内作業車
ホイールトラクタ	0						主として索引式集材用
動 力 枝 打 機	0						自動木登式
トラック	4		1		3		主として運材用のトラック
グラップルクレーン	0						グラップル式のクレーン
計	8	0	1	0	7	0	
(高性能機械)	0						
フェラーバンチャ	0						伐倒、木揃用の自走式
スキッド	0						索引式集材車輛
プロセッサ、グラップルソー	1		1				枝払、玉切、集積用自走機
ハーベスター	0						伐倒、枝払、玉切、集積用自走機
フ ォ ワ ー ダ	1		1				積載式集材車輛
タワーヤーダ	0						タワー付き集材機
スイングヤーダ	1		1				
その他	0						
計	3	0	3	0	0	0	

(9) 林産物の生産概況

種類	木 材		特 用 林 産 物		
	素材	チップ	たけのこ	ツバキ油	シキミ
生産量	4,025 m ³	2,215 t	0.4 t	4 ㍓	1339.4 千本

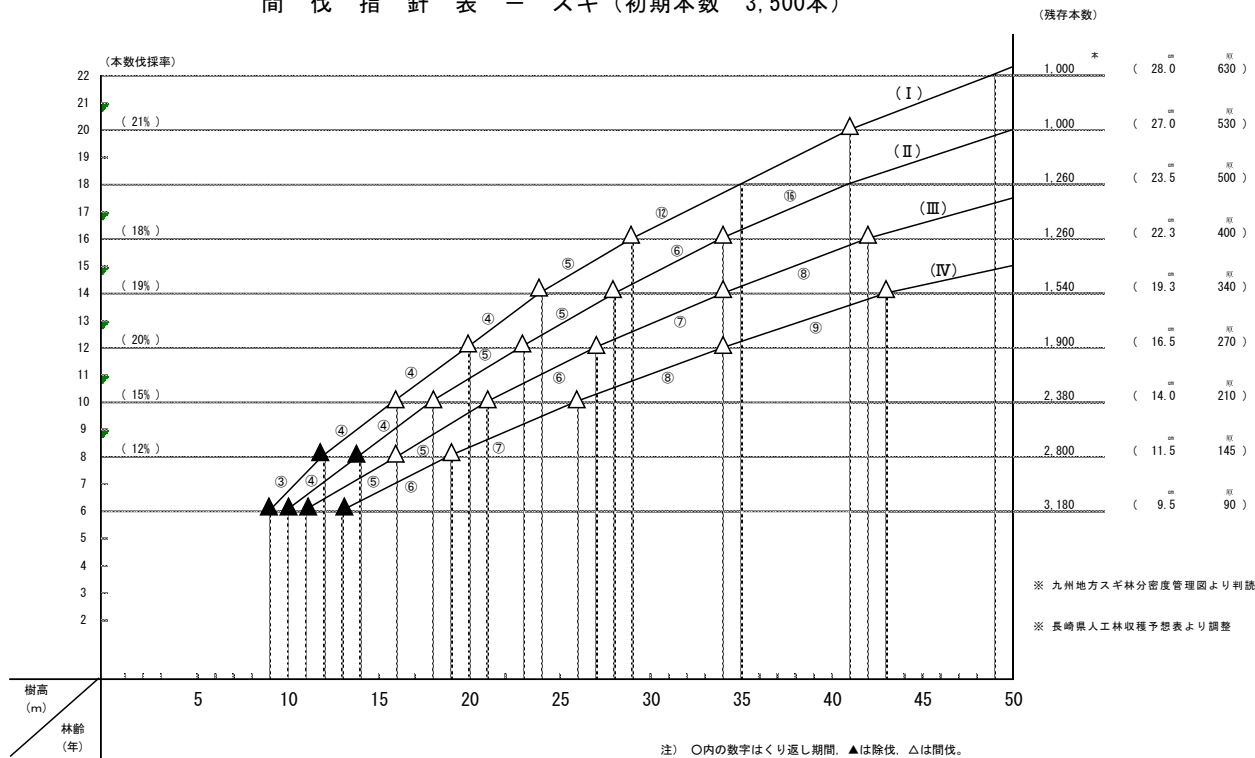
資料: 木材: 平成28年度 素材生産調査(県北振興局)

特用林産物: 平成29年次 特用林産物生産統計調査

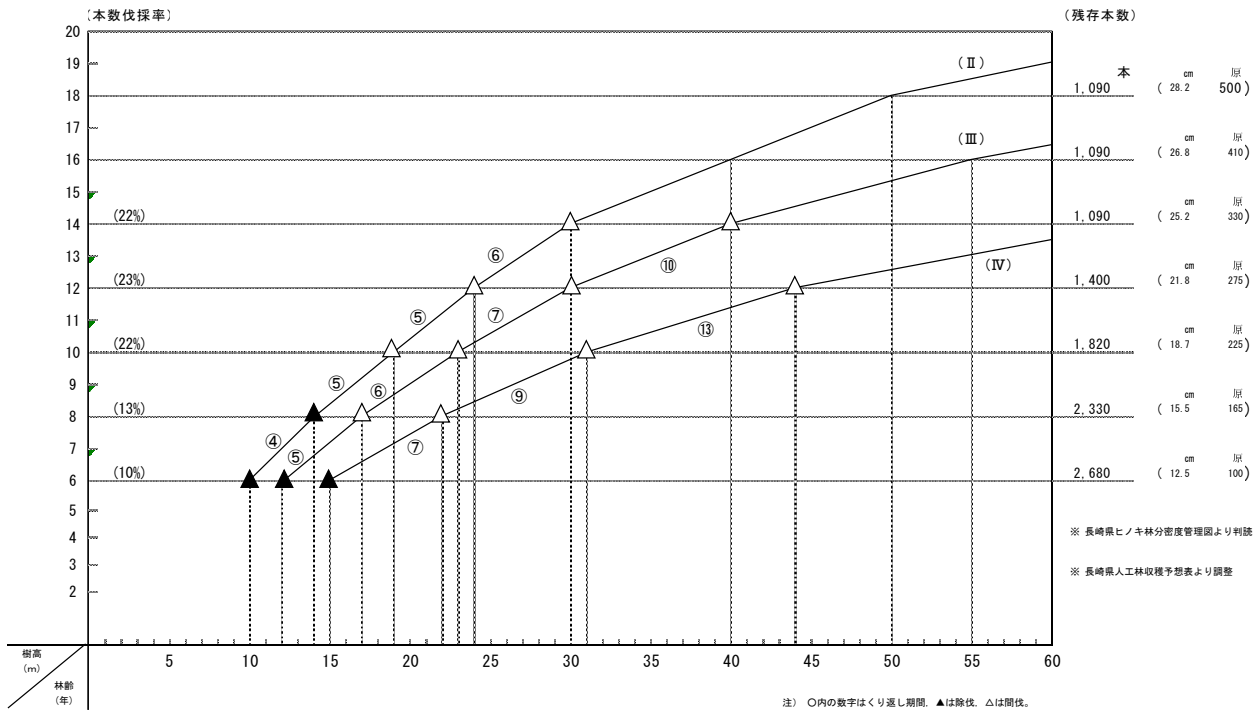
(10) その他

①間伐指針表

間伐指針表 - スギ (初期本数 3,500本)

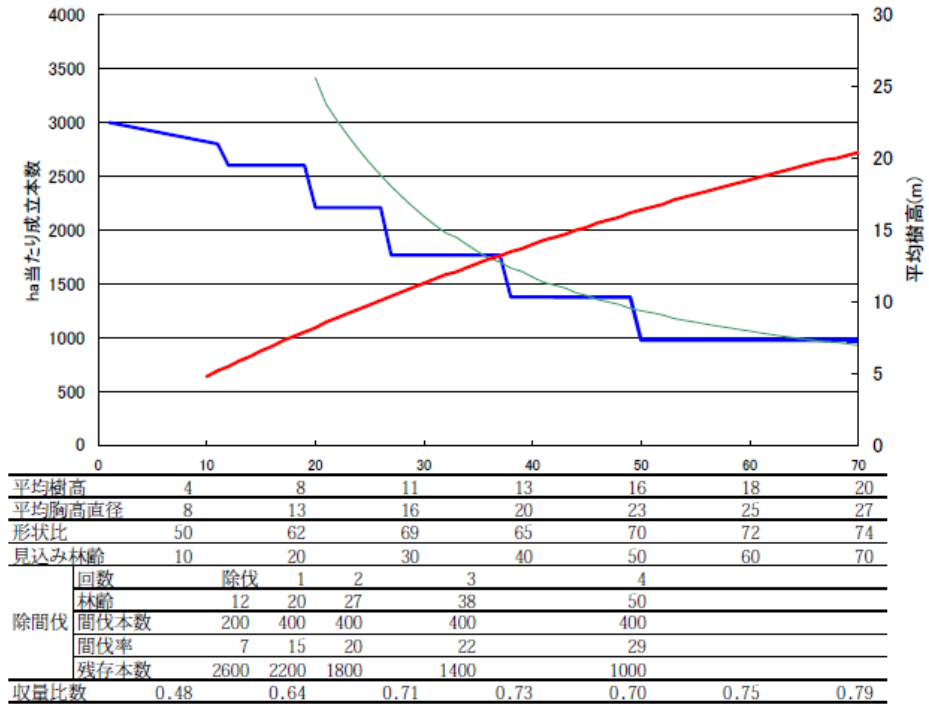


間伐指針表 ヒノキ (初期設定 3,500本)



②施業体系図

長崎県スギ人工林 施業体系 地位4



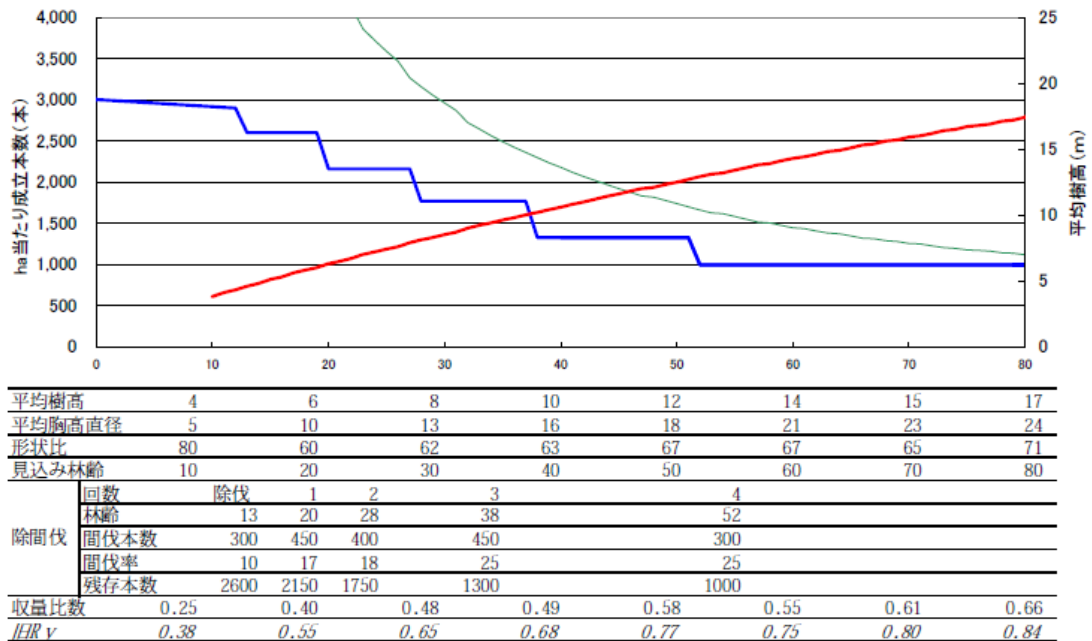
適用基準

長崎県スギ人工林地位指数曲線(H22.3)
九州地方スギ人工林林分密度管理図(S55.3)

留意事項:

- ①全国の施業体系をもとに長崎県版に修正適用した基準ラインを使用する。
- ②伐期齢70年時の収量比数を高くする。
- ③間伐回数をできるだけ少なくする。
- ④利用間伐を2回実施する。

長崎県ヒノキ人工林 施業体系 地位4



注)参考までに旧密度管理図のR_yを示しております。

適用基準

長崎県ヒノキ人工林地位指数曲線(H22.3)
長崎県ヒノキ人工林林分密度管理図(H22.3)

留意事項:

- ①全国の施業体系をもとに長崎県版に修正適用した基準ラインを使用する。
- ②伐期齢80年時の収量比数を高くする。
- ③間伐回数をできるだけ少なくする。
- ④利用間伐を2回実施する。

